



平成30年(ワ)第9681号
名誉毀損等請求事件
原告 吉井康雄
被告 学校法人大阪経済大学 外3名

令和元年11月25日

準備書面(4)

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御中

被告ら4名訴訟代理人

弁護士 俵 正 市



(主任) 弁護士 寺内 則 雄



弁護士 板谷 直 樹



頭書事件について、被告らは、原告準備書面(5)等に対する認否反論に関し、以下のとおり弁論を準備する。

記

第1 原告準備書面(5)について

1 No. 30の「公示文書」について

- (1) 原告の主張する事実の摘示は、「訴訟記録他多数の情報を掲載し」部分と解せられるが、情報の具体的内容は判然とせず、同部分自体だけでは原告の社会的評価の低下をもたらすものではないし、そもそも「元教員」が原告であることも記されていない。また、「名誉を著しく毀損し、本学の業務を妨害する行為を繰り返しています」の部分が意見ないし論評に当たるという主張と解するとして、同部

分をもって「一般読者」の視点において原告の社会的評価の低下をもたらさうるものとは考えられない。蓋し、「一般読者」には、この意見ないし論評部分にかなる具体的事実も示されていないので意見ないし論評自体が原告の社会的評価を低下させるものと考えすることは困難であるからである。更に本件「公示文書」は大学関係者のみに公示されたもので伝播性が認められないことは既に明らかにしたとおりである。

以上により、No. 30の「公示文書」は名誉毀損に当たらないことは明らかである。なお、原告は、別件訴訟3における草薙氏の陳述書の記載、別件訴訟2における佐藤氏の陳述書、田村氏の陳述書、被告井形及び同池島の文書、山田文書の記載事実はいずれも虚偽である旨主張しているが、これらの記載事実はNo. 30の「公示文書」には記載されておらず、原告の主張は失当である。

(2) 原告は本件「公示文書」は論評型名誉毀損であるとして、縷々主張するが、上記のとおり事実の摘示がなされていないので、前提事実の真実性や相当性、公共性や公益性を論ずるまでもなく名誉毀損による不法行為は成立せず、また、前提事実(摘示事実)のない単なる意見ないし論評であるとしても「意見ないし論評の域」を逸脱したものでないので名誉感情(自尊心)の侵害にも当たらないことは明らかである。

2 No. 30～34 [原告はいずれも前提事実(事実の摘示)のある意見ないし論評型名誉毀損であるとする] について

No. 31(甲28)に関し、㉠～㉢の事実、No. 32(甲27)に関し、㉣～㉥の事実、No. 33(甲25)に関し、㉦～㉧の事実、No. 34(甲23)に関し、㉨～㉩、㉪～㉫の事実は、いずれも虚偽の事実の摘示であると主張するが、これらの事実が原告の社会的評価を低下せしめるものか疑義なしとしないところ、そもそも、これらの文書は、いずれも別件訴訟2において証拠として提出されたもので伝播性が認められないことや「意見ないし論評の域」を逸脱したものでないことは既述のとおりである。

第2 No. 36について

平成12年(2000年)頃、被告北村は原告に対し「情報通信総合研究所の客員研究員及び羽衣学園の非常勤講師を辞めるように」指示したとある点(以下、No. 36の行為)は否認し、原告の社会的信用・評価を貶めるものとある点は争う。因

みに、No. 36の行為は、原告が直接体験した事象であり、当時加害者と主張する被告北村に対する賠償請求が事実上可能な状況の下に、その可能な程度にこれを知っていたことは明らかであるので、仮にNo. 36の行為が事実で不法行為であると認められたとしても同不法行為による損害賠償請求権は民法724条前段により時効消滅している。

第3 No. 30, 33, 34, 35の各行為の共同不法行為（以下、本件共同不法行為）について

1 原告は別件訴訟2の控訴審判決における「事実①から事実③に係る各行為が行われたのは順に平成15年2月頃、平成17年5月及び平成24年頃であり、各行為を行ったとされる人物もそれぞれ別人ではあるが、いずれも各行為当時の経営学部長ないしカリキュラム委員会委員長という本件大学経営学部の執行部を構成する人物であり、1審被告は、経営学部執行部のこれら主要ともいえる人物から長年にわたってパワハラを受け続けていたという見解を示す前提として、上記各事実を摘示したものであると理解するのが相当であるから、事実①から事実③までの各事実に係る出来事の発生年代が異なり、それがそれぞれ別人物によってなされたとしても、そのことをもって、「執行部による継続的かつ組織的なパワハラ」という意見は、前記各事実を前提とした意見としての範囲を逸脱しているとはいえず、」との判示（甲8の10頁）を根拠に被告北村、同井形及び同池島らの本件共同不法行為を主張する。

2 2 しかし、上記事実①から事実③にかかる甲8の判示は、甲7（原審判決）の17頁～22頁において認定された事実を前提とした「執行部による継続的かつ組織的なパワハラ」という原告の意見であって、本件共同不法行為のうち、その作成行為主体は、それぞれNo. 30にあつては被告大学、No. 33にあつては訴外木村学部長、No. 34にあつては被告井形及び同池島、No. 35にあつては被告北村であつて、いずれも前記第1審判決や控訴審判決の認定をもって、原告の主張する本件名誉毀損行為の本件共同不法行為を認めることはできない。No. 30及びNo. 33の作成に被告ら3名が関わった証拠もないし、これを窺わせる事情もなく、No. 35は被告北村単独の証言であつて、被告井形及び同池島の関連共同性も希薄である。

以上により、本件共同不法行為は認められない。

以上